

経済政策の理念

——ゾーデン、ラウ、ヘルマンを中心として——

赤羽豊治郎

I

経済政策の概念決定につき重視すべきは国家の経済領域への干渉とみる立場であろう。これは独逸経済学に於ける長い伝統をもつ規定であつて、経済政策をかのポリツァイ学の一分支とする考方に出づ。

元来、このポリツァイ学（行政科学）は農業経済学及び財政学と共に広くカメラ学を構成するものとみられているが、ここではモールやロツシャ¹⁾の説くところをみよう。モールはポリツァイを「国家権力の利用によつて、人力の多面的發展を妨害し個人の除去し得ない外部の諸困難を削除する各種の施設の全体」と規定し、ロツシャ²⁾は「国家の外部的秩序を妨害するあらゆるものを直接排除する国家活動」といい、「外部の秩序」と「直接の排除」をもつて寺院・学校・裁判所等³⁾はかかる妨害物を防止する働きをなし、より高い精神的秩序もまた数多くの他の制度を保護するとみるのである。

かくの如く、ポリツァイは市民の能力の多面的發展を阻む事態を除去するため行はれる国家活動であつて、その第一は国家の司法的活動でありその二は憲法事項・司法・国防・財政以外の国内政策の全領域に及び、モールの解するところでは経済政策的施設はこのうちに含まれる。

1 A. Oncken, Geschichte der Nationalökonomie, Bd. I, Leipzig, 1922, S. 25

2 R. von Mohl, Die Polizeiwissenschaft, Bd. I, Tübingen, 1844, S. 11

3 H. Rentsch, Handwörterbuch der Volkswirtschaft, Leipzig, 1870, S. 653

4 Mohl, Ebenda, S. 265 ff.

II

かく、経済政策はポリツァイの一分支として経済領域への国家干渉であるが、干渉の理由・その適用の強弱には自ら差異がある。この小文ではかかる問題を巡つてロツシャ¹⁾が独逸のスマス学派と呼んだゾーデン、ラウ、ヘルマン並びにポリツァイ学者モールらが辿つた経済政策思想上の系譜を明かにしよう。

先づ、伯爵ゾーデン（Graf F.J.H. von Soden）である。かれは1754年アンスパッハに生れブランデンブルグの枢密院に職を得、のち年若くして顧問官となつた。1790年伯爵に叙せられ1797年以来所領地において農業や研学の余暇をもつた。晩年バイエルンの州邦議會議員として再び国政に参与し1831年没した。かれは1850年その第一巻を出した「国民経済学」において、アダム・スミ

スの著書をもつて「貴重なる断片」といい更に余りにも大英国の実情を計算しての考察と非難した。⁶⁾かれが国民経済学というは「国家形態・国家機構や政治経済を考察すべき規則^{レール}がいかに与えられねばならぬか。それ故に国民の最大多数が倫理原則に従つて最高度の物質的^{フィジカル・グレース}享樂の完成に達しかつこれを維持し得るかの原理を人間の有機的組織の知識から汲みとつた科学である」とした。⁶⁾

だが、かれの経済学はスミス以来の正統派に近い。かれはまた後の独逸歴史学派の如く経済の倫理的性格に留意し、或は国家と国民の相違を明かにすべきことを提言している。経済の倫理性について、かれは「国民経済の原則は社交的人類の物質的状态の最高度の完成にある。この原則の倫理は物質的幸福を欠けば道徳的・文化的・美的感情とその表現、更に人類が動物世界と異なる性格として有する高貴性の主張は考えられない点にある。けだし、貧困は野卑・悪徳・無知・遅鈍の母であるから」といい、⁷⁾それは他人の好意・ヒューマニティーの道義的⁷⁾原則だともみている。ここでわれわれは管子の衣食足則知榮辱という名言を味うことができよう。かように、経済は文化生活の基礎であることは明かであるが、その実現こそ経済政策の至上命令をなすものである。「国民経済政策は国民各自の福祉とその原因を現在の事態とは別に、またそれと等しく福祉自体を完全の域まで高むべき要求を研究する」こととなる。⁸⁾グリュンフェルトはこれを註釈して「理想と現実の距りに橋がけしその撞着を解決するは経済政策の任務である」と説いている。⁹⁾ここでわれわれの看過すべからざるはゾーデンが経済政策の目標を国民の福祉^{ウオールフアールト}の実現においたことである。

次に、かれが国家の本質を社会的行政や各個人の権利義務の決定という関連における社会集団であるとし、いわば国法的見地から考察せるに反し、国民を社会的聯合という協力関係にみいだされる人間集団とし、とくに個人人格との干係において観察するのである。この両者の相違は経済の面においてもそれぞれ異なる性格を帯びることとなる。それらの差異に応じて経済学は^{シュタット・ヴェルトシャフト}国家経済学^{ナショナル・エコノミー}すなわち経済政策と国民経済学に再分される。経済政策は国家行政学の一部として「物質的福祉という意図において社会としての国民全部に最高の国家の完全性を保証する目的で国家状態に適用する原則」を考究するに反し、国民経済学の対象は社会関係における個人の福祉の促進である。従つて、「国民経済学は社交的¹⁰⁾人間が幸福を求めその実現の手段を獲得し保持するため準拠すべき法則を明かにする。」再言すれば、前者は「政治的・経済的見地で国家に、国家の存立という目的に最高度の完全性を附与する任務をもつ」といういわば公法的関係を対象とするに、後者はまったく私経済的特徴をおびる。それは「社会的体制を取扱うのではない。各個人が社会においていかに最大の福祉を実現し得られるかを考慮するにすぎないのである。¹¹⁾」

叙上明かな如く、経済政策は国民の福祉追求を最高に実現せしむべき組織の形成に向うべきであつて、「個人の自由活動^{フライエ・シュベールラウム}を妨碍すべきではない。」「国家経済学が国民経済学から導入されたすべての規定は消極的たるべきであり、積極的規定の領域は国民経済が禁止的法規によつて鎖されざるところに開かれる。¹²⁾」これ、わたくしがさきにゾーデンをもつてスミス学派の一人とみなす理由であり、またかれを国家干渉の消極論者とみなすわけである。経済政策は国家権力の発出であるが、それは「国民経済学の原則が

国家に対しその^{レヒツ・プリンテツフ}権利原則の限界のなかで適用さるべきである。¹³⁾要するに、ゾーデンにおける経済政策は「社会結合の目的がすなわち最大多数の国民構成者の福祉が純粹にかつ神聖に保証されるところでは要求され、加うるに全体の名において準備されねばならぬ。」¹⁴⁾という趣旨である。

- 5 Julius Grafen von Soden, Die National=Oekonomie, Bd. I, Wien, 1815, Vorrede.
- 6 Soden, Ebenda, Bd IV, S. 12
- 7 Soden, Ebenda, Bd I, S. 13
- 8 Soden, Ebenda, S. 20
- 9 J. Grünfeld, Die leitenden sozial-und wirtschaftsphilosophischen Ideen in der deutschen Nationalökonomie und die Ueberwindung des Smithianismus bis auf Mohl und Hermann. Wien, 1913, S. 60
- 10 Soden, Ebenda, S. 19
- 11 Soden, Ebenda, S. 12
- 12 Soden, Ebenda, S. 13
- 13 Soden, Ebenda, S. 21
- 14 Soden, Ebenda, Bd IV, S. 278

III

経済政策に対するゾーデンの体系的見解は国民経済学と^{シュターツ・ヴァルトシャフト}国家経済の対立的解釈によつて明かにされたわけであるが、更に進んで経済政策を独立の部門として経済学にその地位を得せしめるに至つたのはラウ (Karl Heinrich Rau, 1792—1870) の功績に帰せられている。

かれは1818年エルランゲン大学1822年以来その死に至るまでハイデルベルグ大学教授であつた。かれの経済学教科書は5巻原論・経済政策及び財政学に分れ、独逸経済学史上異常な成功を収めたものの一つであつて、大学や行政職のポストに就かんとするものの必読書となつていたし、またアドルフ・ワグナーの財政学はもとの書の第三巻の改訂に始まつたといわれているほどである。

かれは経済政策がこれまでポリツァイの一分科として経済・工業・人口並びに救貧策の如くそれぞれ別個に処理されたが、これに国民経済政策としての統一的体系を与え、経済理論に対し財政学と並んで経済学の実践的部分を明かにするという分類方法を採用したのである。ラウの経済政策の概念規定によると、国民の福祉という目的に指向された国家の配慮であり、その目的と利用される手段の固有性のために政治活動の特殊部門となり政治に関連ある全体をなすのである。¹⁵⁾そこで、経済政策がその目標とする国民の福祉がいかに実現せられるかが問われなければならない。その中心問題として国民所得の増大と分配の公正があげられているが、その達成については、(1)その^{フェルメーグンスツウ・シュタント}経済的地位の改善のため払われる個人の努力が有効適切に行われていないか、(2)或は私益と公益とが一致しない場合、経済は国家権力によつて指導され干渉されねばならぬとみるのである。¹⁶⁾国家命令や禁止処分¹⁶⁾の如き干渉の行われる経済領域は重農主義やミス理論の基本的原理から導き出された「無制限なる営利の自由」を許す経済制度であつて、そこではかような強制手段は常に禍害であり経済過程の攪乱をもたらすと判断すべきでない。その理

由として経済干渉は前もつて厳しく法規によつて規制され抑制され、たといそれがため経済が多額の不利益を蒙るとしてもそれは完全なる補償が与えられねばならないといつて¹⁷⁾いる。

次にロバート・フォン・モール (Robert von Mohl,) をあげよう。かれは1799年スツガルトにウルテンベルグの官吏の一子としてこの世の光りをみた。1814年チュービンゲン大学の法律学助教授、1882年国家学教授に任ぜられたが、1845年時の政府と議合わず職を辞す。1847年以降ハイデルベルグ大学教授、のち1861年フランクフルト及びミュンヘンにバーデン国領事として赴任した。かれは大著「国家学の歴史と文献」の著者として、国家学の全領域についての該博な知識は当代その比をみずと称せられ、また¹⁸⁾「社会科学」の提唱者とも知られている。かれは個人と国家の中間に社会の存在を認め、社会をもつて組織化されない生活共同体と規定した。この認識から国家学のほか社会科学の可能性を主張し斯学の成立によつて国家学は制約と補足を受けるとみた。かれが社会科学と名づけた科学は一般社会学・社会法律学・社会倫理学・社会政策及び社会の歴史と社会統計学からなる。これは直ちにトライチケの反論を惹起したことは注目されてよい。¹⁹⁾

そこで、モールの国家論の一端に触れるわけだが、かれは国家を一定の地域と一つの最高権力の下に結集された国民の共同生活の秩序と規定し、各国民が過去において示した世界観の相違から国家の類型を区別して、神政国家・専制国家・家産国家・父権国家ならびに法治国家とした。

然らば法治国家とは何を指すのであろうか。「国民の各人が意欲し努力するところのものはまた全社会の意志であらねばならない。かかる共同生活の秩序たる国家はかような目的を妨害せず、むしろこれを助成しなければならぬ。それ故に、政治国家の目的は国民の共同生活をその成員が全勢力を出来るだけ自由に行使され得べく支援し得よう整序さるべきである。」²⁰⁾

従つて、かかる国家では市民の自由が最高の原則となる。市民は理性と法の限界において行動すべきでありまたしてもいる。市民の自己完成は自からの権利であり義務である。国家は全国民生活に代るものではなく、あらゆる精神的・肉体的勢力の多面的かつ理性ある完成のための一個の高位の有力にして不可欠の手段たるにすぎない。故に、国家の¹⁹⁾「²¹⁾支援」は消極的な仕方であり個人のなし遂げ得ざる多くの障害を取り除くにあろう。

かかるが故に、国家の目的は「市民の精神的・物質的勢力の全面的発展を阻む障害を除くにある」が、それにはこの種の障害の発生原因を窮明する必要がある、それに準じて国家活動が規定されることとなる。その原因に二つの型がある。一は他人の違法行為によつて市民の権利が侵害せられる場合であり、他は外的事情の優位に基きひき起される障害であつて、前者は司法後者はポリツァイの国家権力によつて救済せられる。ここに本文冒頭に掲げたモールの自由主義的・消極的な定義の如く、ポリツァイは「過度の²¹⁾外的障害に対する国家の援助的施設」としての性格を顕はすこととなる。

ポリツァイの内容として、かれのあぐるものは人口政策から保健・文教・宗教政策に至る国民生活の全領域にわたつてい経済的ポリツァイもその一環をなす。経済的ポリツァイとしてかれの注目をひいた課題は物価騰貴・貧困ことに農工業に於ける無産者の経

済的地位の向上に関するプログラムであろう。つぎに工業労働者に対するかれの見解をあげてみると、かれらの状態は甚だ不良である。かような事態の責任の一半は企業者の経営責任に帰せしめ得られるのであつて、各種のトラック制度・資本主義的搾取手段の利用の如きはその例証であろう。かゝる「工業労働者の全存在がわが文明の暗黒面にとどまるときは須らくかような汚点たる事情を終熄せしめなければならぬ。」²²⁾だが、そのための施設が徒らに過去のよき時代にあこがれるが如きは時代錯誤の甚だしいといわねばなるまい、これを現実の経済制度のなかに求むべきであつて。「問題はあらゆる大規模工業の抑圧によつて市民のこの種の階級を消滅せしめることにあるのでなく、反つてかれらとの関連において労働者を貧困から社会を危険から守るところの改善策を講ずべきであらう。」²³⁾かれはその基本的解決手段として利潤分配制度をあげる。労働者にとつて有利な賃金干係の成立は元来二つの条件を充たすによる。その一は労働者によき支払を可能ならしめる商品の販売価格であり、その二は資本家と企業者とが全利潤を吸収するのでなく労働者にも必要なる生計を保証することでなければならない。ところが、じじつは「利潤の主要部分は資本に帰する。この傾向は企業が大となれば大なるほどまたそれ故に資本の需要が一段と高まるに伴つて確実となるであらう。」²⁴⁾従つて、国家は労働者への利潤分配を確保せしめるためには干渉活動に出でなければならぬが、未だ確信をもつて経済的に可能であり十分に推賞し得られる根本思想を発見し得ないと慨歎している。²⁵⁾

フオン・ヘルマン (F. B. W. von Hermann, 1795—1868) は多年にわたる数学教授の職を経て1828年ミュンヘン大学の国家学の助教授となり、その主著「国家学研究」²⁶⁾の出版の翌年正教授に進んだ。また経済学の教職の傍ら大独逸党の有力議員として多彩の生涯を送つたと伝えられる。

かれはラウに次ぐ独逸におけるスミス学派の発展に多大の寄与をなしたが、またその有力なる批判者であり、価格論や分配論において独創の見解を吐露した。かれは価格論で正統派が軽視していた主観的要因をとりあげ鋭くこれを分析し、それらが価格の高さに対し決定的要因たることを明かにし、更にこれまで単なる評語に止まつていた「供給と需要」の両面を価格の形成に組織化した。分配論に於てもこの価格決定の方式が用いられた。賃金決定についてみると、先づ労働の需要面を、(1)労働の需要と労働の性格を、(2)需要者の支払能力に分ち賃金の終局の支払者を生産物の購買者と断じ、供給面においては労働者間の競争・熟練の存否を問題とした。

さて、かれの国家論であるが、それはモールの如く法治国家の範疇をもつて律し得られる。かれは直裁に国家を定義して、「吾人の生存目的のための組織であり施設の全体であつて、かかる目的の達成のために公的権力が求められている」と述べている。²⁷⁾而して、この種の目的の一部は真の公共的欲望であつて公共的性格をおぶ。それは国民の独立と法律的秩序の如きものであらう。が、法律的秩序の必然性は国家に結びつく人間の意識のなかに現われている。ところで、「近時独逸においては外国に対し国民の独立を維持し国内に於て国家施設を確保するために、真正なる国家の、そしてあらゆる法的秩序の最初にして欠くべからざる基礎は十分なる武装的権力であるという確信が流布され勢力を得ている。その他の公共的欲望は個人生活とその任務に根差している。」²⁸⁾個人の高い識見・公共心・将来に対する配慮に乏しくしばしばこれを缺くが故に、その任務はか

れ自身の活動だけでは確実かつ完全に果し得ないだろう。同時にこの種の個人的欲望として現われるものに人格の昂揚と財産の保全・教養と文明・宗教と健康，更に経営や家計の欲望充足を出来るだけ効果あらしめるために労働と財産の数量的節約を徹底的に管理する家計のそれらの分野ないし広義の経済がある。自己を高め財産を保全し生活と健康に留意し宗教団体にはいり，教養と文化を身につけ簡素な生活を営む等，それらは何よりも先ず個人の事項でありまさに私事である。それらは真の共同的目的といえず，個人生活の広く普及された一般的目的の一部にすぎない。それはかれらのなかで表現される国民本来の理念ではない。むしろ個人生活の一つの欲望であるが，かく重要でありかくも一般的のものとして完成しその満足が望まれるに至るは個人生活の欲望を，かかる一般性が常に個人の思慮が不十分であり利己心強く粗野でありといつて自立の力弱く自由なる共働作業を誘起する公共心の盛んならざるところにおいて，公共的欲望の一種に高めるからであろう。

かように，かれは普通公共的欲望として国家職分の主要なる成分をなす個人の各種の任務も私事とみなすとき個人主義的国家観の片鱗をみせているが，公共心を缺くとき個人の自恣的行動は許されず国家統制の対象となるとなすのである。かくの如き国家の活動は必ずしもワッフェンマハトの使用・法律の適用を意味するわけではなく，従つて個人の活動を公共目的に適応せしむるようこれを規制し 奨励し 補完するだけである。かれは国家の経済に対する干渉にかかる理論に導かれて実質上財政と経済的ポリツァイの二つの領域において擱えている。前者に於いては個人による国家経費の支弁は企業経営上行う財の購入賃金の支払と同じく個人欲望の充足を狭める。そのための犠牲はそれだけ国家施設の完備となり個人経済の充実となつてあらわれるから，それは当然租税の利益説をもつて律することができよう。またかれが経済的ポリツァイとして国家が経済に直接作業するは「かれが発展せしめた原則に依存する」のであつて，個人が私益の追求に急にして公共的施設に対する理解なくこれに対処する意味や技倆を缺き経済手段の可能的有効なる結合に必要な知識に乏しいとき国家はこれに援助の手を差し延べ法の適用をもつて人心の不安動揺を抑え不正を除き損害を少くして経済力を集中強化し，国家の力によつて全体の共通の利益に個人意思を一致せしめんとするのである。

国家の経済領域への法律的・行政的規律は規制・援助・促進・強制手段をもつて行われる。しかも，それらのいずれも個人の経済的活動と財産の使用制限として把握され，私法ないし刑罰的制裁をもつて裏付けられ，或は公益上発せられる禁止その他の命令の形式をとろう。もちろん，国家による個人の自由活動の拘束ないしその拡張は経済活動の一般的効果に多大の影響を与え得るは論なきところであるが，その故に経済過程の本質的变化が起るとみるわけにはいかない。

かかるヘルマンの経済の国家干渉の評価は経済政策の基本目的として「所有の安全と生産の増加」をキャッチ・フレーズとするかれの自由主義的国家論から派生する結論であろうし，それはまた国家がなす生産・分配・消費等一切の経済的施設の措置に際し予感せられる限界でもあろう。だが，かれは「個人経済の相反する利益の社会的錯綜」として使用者と労働者との関係の規制を必要とみる点をわれわれは見逃すべきでない。

働者の経済的地位の、健康と道義性の保全こそ国家がすでに国民の名において社会が人類の名に於て要求することができるとし、工場設置の許可にあたって経営者に課するに労働者賃金の一部を貯蓄銀行に預入せしめる義務・少年の学校教育・大人の日曜学校の如き福利厚生施設の充実の義務・労働時間と賃金の⁸³⁾適正化に就いての国家監督の強化を唱えたかれの態度にいちいち留意する必要がある。

ヘルマンは上述の如き理論的性格をもつ経済政策と財政とをもつて、国民経済の平面的なる交換流通の経済過程に対し立体的関連を営ましめている。これらの部門は純粹経済とともに共通の^{ナショナル・エコノミー}国民経済学を形成するのであつて、かれは「財政学と経済過程と国家の施設の全体を包括する国民経済学との^{ポリチカル・エコノミー}総合を英吉利の経済学者は政治経済学と名づけた。わたくしはこの書の初版で使用した『^{シュテーツ・ワイルトシャフト}国家経済学』という⁸⁴⁾独逸名こそ以上論じた事柄にふさわしいと考える」と結びゾーデンの先例に倣つているのである。

- 15 K.H.Rau, Lehrbuch der Politischen Oekonomie, Bd. II, Heidelberg, 1854, s.1
- 16 Rau, Ebenda, ss.4—5
- 17 Rau, Ebenda, ss.6—7
- 18 R. von Mohl, Die Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften. 3 Bde, Erlangen, 1855—1858
- 19 H. von Treitschke, Die Gesellschaftswissenschaft, ein kritische Versuch, Leipzig, 1859
- 20 Mohl, Die Polizei=Wissenschaft nach den Grundsätzen des Rechtsstaat. Tübingen, 1844, s.8
- 21 Mohl, Ebenda, s.8 und s.16
- 22 Mohl, Ebenda, s.438 Fussnote
- 23 Mohl, Ebenda, s.443
- 24 Mohl, Ebenda, s.432
- 25 Mohl, Ebenda, s.435
- 26 Mohl, Ebenda, s.436
- 27 F.B.W. Hermann, Staatswirtschaftliche Untersuchungen. München, 1832
- 28 Hermann, Ebenda, Zweite Auflg, 1874, s.74
- 29 Hermann, Ebenda, s.72
- 30 Hermann, Ebenda, s.73
- 31 Hermann, Ebenda, s.70
- 32 Hermann, Ebends, s.76
- 33 W.Roscher, Die Geschichte der Nationalökonomie in Deutschland, München, 1874, s.873ff
- 34 Hermann, Ebenda, s.77

IV

これら一連の人々の経済政策論の概要を紹介したが、ここでは更にその理論構成に際してかれらがおかれた時代の背景を明かにする必要がある。それを当時の独逸国民経済の歴史的地位と独逸国家理論の動向に分けて考えてみよう。

周知の如く、英吉利は1760年から1830年代にかけて産業革命を終え資本主義の成立を

みた。ところが独逸はなお農業が主要産業であつた。而も、その技術は古く生産力極めて低く工業は手工業からマヌファクチャーに移行の過程にあり、手工業がなお普遍的であり経営規模はいずれも小規模であつた。貿易はナポレオン戦争の大陸封鎖などで遮断されていた。(ザルトリウス・ワルターハウゼン)かく、独逸経済の全機構は本質的变化をみたとはいひ難い。尤も、従来国内関税による国内市場の分裂は1816年のプロシヤの統一関税の制定によつて統一への方向が与えられ、1833年の関税同盟の結成を予知せしめるに至つたといえる。

その間この国の産業革命の機運が次第に進められ、先ず農業ではアルブレヒト・テアの合理的農業の提唱があり、リービッヒの農芸化学に於ける新発見が行われたし、工業ではヘンリー・モウズの改良された旋盤ヒルングスリーの円筒中ぐり器ナッサミートの蒸気ハンマー水圧鍛錬機等の発明があつたが、その普及や新技術の採用による産業革命の進展はゾムバルトのいわゆる1850年代の建設時代以後のことであつた。³⁵⁾この時代は澎湃たる新企業の結成に始まる。新領域の開拓に夢を托す投機化は多大の利益を約束する企業の建設となりこれは資本主義的インテレッセを促進せざるにはおかない。企業の勃興は金融組織の整備と株式会社制度の普及をみることとなる。建設期に至るまでの独逸経済は恰も1770年代の英吉利のそれと等しい事情にあつた。この期における経済理論はスミス経済学がその故国において果たしたと同じく招来さるべき独逸資本主義の成立を待望しその発展に適合せしむる必要が看取されるのは自然のコースであつたろう。既にスミスの名著は独訳されていた。ところが独逸の国家学には深くカメラリズムの古い伝統があり俄かにこれを受入れることなく過ぎた。が敍上の経済の発展はかかる抵抗を不自然のものとなすに至り独逸経済学のスミス学説への接近となつて現われ始めた。フーフランド、ヤコブ、クラウスないしゾーデンの著書はかかる傾向の産物といつてよい。従つて当時この国の経済学がカメラリズムと自由主義経済論との混合の形をとるに至つたのは避け得られない理の当然とすべきであらう。シュムペーターはその「経済分析の歴史」³⁶⁾においてゾーデンをもつて他の諸学者に比しスミス理論に自立的^{モーア・インデペンデント}であつたと述べているが、これはラウやヘルマンに於ていつそう顕著である。

翻つて視野を当時の国家学説に移してみると、クリスティアン・ヴォルフ(J. Christian Wolff, 1724—1804)がある。その著「自然法」において、自然法の原理は人間の社会的性質から誘導され、自然法は人間生活の保存・幸福及び完成のための必要な手段であると考えられた。³⁷⁾この種の法観念はイマヌエル・カントに注目されその国家目的論に継承された。

カント(Immanuel Kant, 1724—1804)は十八世紀の自然法学者とくにモンテスキューとルソーの影響を受け、国家の起原を自然法の原始契約に求め三権分立を認めた。自然状態から市民状態への転入を個人が法に強制される義務とみるのである。かれは自然の状態を歴史的事実としてでなく「法なき状態」であるとし、各人はかつて有した絶対的自由を放棄し法ある状態に入りここで始めて法によつて制限され国家権力によつて保護された自由が与えられると考えた。^{キヴィナス}「国家は法規の下における一群の人間集団である。」³⁸⁾ここに「法規」といふのは先験的に不変であり現実の政治状況に無関係であつて、これは

かれによつて法を自由の一般法則に従つて個人意思を他人のそれと結合する条件の全体であり自由は一つの先験的・論理的の問題として取扱われているからである。そのために、国家形態としては理念としての国家が問題となり法治国家のみが考察の対象となるわけである。

かかる法治国の理念は理性的かつ自由なる国家理想として叙述せられ、国家の唯一の任務は共通なる自由の法的秩序を創造するにある。国家の幸福は三権の融合による法の統一のなかにあり、国家目的をかような「公共の福祉は最高の法である」(salus publica suprema lex)³⁹⁾とするために、これをたゞ市民生活の繁栄とその幸福に求める人々をルソーのいう自然の状態か、あるいは専制国家に於てのみ通ずる所説ときめつけるに至つている。かかる公共福祉の促進には国家の強制行為は是認せられているが、それもそれから市民の外的状態の改善と完成を期待せられるところでは回避せられる。これ、国家権力の無限の拡張はカントの道徳哲学の中心問題たる人格原理に悖ることとなるからであろう。

フィヒテ (Johann Gottlieb Fichte, 1762—1814) の国家論もまた社会契約説に立脚していたが、かれは国家は財産・保護及び結合の三契約によつて成立すると考え、なかんづく結合契約こそ国本組織の基本形態をなすと説いた。「個人は結合契約の結果有機的全体の一部となりかくしてそれは一に融合する」⁴⁰⁾「自然は多数の個人の生成に際して分離したものを再び国家に統合する。理性は一でありその感覚世界に於ける表現もまた一にすぎぬ。人類は理性の唯一の有機的に結合された全体である。」かれは更に国家を樹木に比較し樹木一般は存在せずそれは単なる概念に止まり概念は損傷せられ得ない。だが、部分はそれ自身をみいだすあらゆる部分の間にあつては損傷せられざらんとするのである。蓋し、その損傷によつて部分はみづから苦みを感じようから⁴¹⁾、ともいつている。ひとはフィヒテのかかる理論によつてルソー・カントの見地が克服されたとみるのであつて (グスターフ・シュモラー)、かかる国家の有機体的理論こそ個人の自由確保に国家の積極的な活動を容認することとなろう。かれのポジティブの叙述をわれわれはその世紀の転期を飾るかれの「封鎖的商業国家」⁴²⁾にみいだす。

かように、カントにせよフィヒテにせよ何れもその国家論はイギリスやフランスにおける自然法の理論を契機とし他人の自由確保のため、前者は「国家意思を個人意思の法的保護以上たるを欲しない」⁴³⁾が故に国家活動は法によつて与えられた自由を全人に保証するに止まるに反し、後者は個人を国家の一分肢として「全体目的の恭順なる職員」とみなし国家の本分は「人各々に彼のものを与えること」でありそのため国家の能力性を前面に推進させたといえよう。

以上不完全ながら、独逸観念論の二人の巨匠によつて示された国家論をスケッチしたわけであるが、かようなカントの自由主義的国家観の与えた影響は頗る大であり、ヘルマン・ヘラーのしるすところによると、1788年から1831年の間に自然法に関する著書は少くとも108部を数えそれも殆んどカント学派に属したという。またモールの如きもポリッツイ学をかかる法治国家の見地において展開し、国家における法の妥当性を最上の原則と認めている。この点こそがユスチのそれと区別せられる所以であろう。けれども、

この原則も国家の現実問題の解決には疑義を生じ、賃金労働者の地位の改善に就いて国家の強力なる干渉の必要を考慮せざるを得なかつた⁴⁶⁾。かかる事情はラウもヘルマンも同様であつた。かく論じ来ると、カント国家学は独逸資本主義の黎明期から勃興期にかけて行われた自由主義的経済政策に理論的基礎を提供したといえるが、資本主義の進展に応じて発生してきた幾多の社会的・経済的困難に直面してその力を弱め遂いにフィヒテの有機的国家論が重視せられるに至つたと解釈できないであらうか⁴⁷⁾。

35 W. Sombart, Die Deutsche Volkswirtschaft im Neunzehnten Jahrhundert und mit Anfang der 20. Jahrhunderts. Berlin, 1921, s. 79ff

36 J. A. Schumpeter, History of Economic Analysis. N. Y. 1954. P. 501

37 H. Ahrens, Cours de Droit Naturel, Bruxelles. 1844, P. 477

38 I. Kant, Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre, I. Teil § 45, Kants Werke (Cassirer,) Bd, III s.119 ff

39 I. Kant, Ebenda. s.124

40 J. G. Fichte, Grundlage des Naturrechts, Samtliche Werke. (Medicus), Bd. II. s.208

41 Fichte, Ebenda, S. 207

H. S. Reiss, The Political Thoughts of German Romantics. 1793—1815, Oxford. 1955, p. 68

42 Fichte, Der geschlossene Handelsstaat, 1800. Ebenda, Bd. III,

43 H. Dietzel, Karl Rodbertus. Zweite Abteilung, Jena, 1888. s, 224 ff

44 H. Heller, Die politische Ideenkreise der Gegenwart, Breslau, 1926. s. 95

45 J. H. G. von Justi, Grundsätze der Polizei-wissenschaft. Göttingen. 1756

46 Mohl, Ebenda, s.10 Anm. 1.

47 ところが、エルヒ・カウフマンは「判断力批判」の一節からカントを有機的国家論のエルノイヤールとみるのである。

Erich Kaufmann, Über den Begriff des Organismus in der Staatslehre des 19 Jhts. Heidelberg. 1908. ss. 6—7.

V

さて、わたくしは独逸経済学史上比較的不遇の地位におかれたと思われる若干の人々の政策論とその時代の交渉を明かにした。百年後の今日、ここにテーマとして採りあげるはかれらの政策理論になを掘出し得べき素礦ありとする私見に出づるためである。

もちろん、現代の精神的ないし経済的情况はあらゆる面に於て相違している。資本主義の高度の発展段階に於て当時フィヒテのヴィジョンとして知られた封鎖的社会主義の体制も一段と高度化され世界的規模に於て成立し、資本主義体制の国々がこの地表を両分してい、またその共存の可能が主張せられている。而も資本主義の陣営に於ても多大の開きがある。かかる形勢のなかにおいてわれわれは経済政策論の構成を各経済体制に即して市場経済政策と中央管理経済政策⁴⁸⁾に二分すべしとするワルター・オイケンやウィルヘルム・レプケの所説をもつのである。ところが各体制を代表する国々の政策的施設をみるとそれは必ずしも純粹の形に於て現われていず両者の共存を許している。「これら二本の柱は人間の形成的世界のなかに碇泊すべきためにはいわば相手方⁴⁹⁾を必要とするのであつて、経済の根本形態の現実的考察を怠るわけにはいかない。」従つて、つ

ねに共通の場面を想定しそこに政策の理念ともいべきものを求める必要があろう。かかる要求を充すうえに現実を直視し直感に訴えて本質把握に向う必要があろうが、他面先覚の苦心の業績を顧みるも有力な手段と考える。ここではいわゆる温古知新の方法に従い経済政策論の基本問題として下記の点をとりあげかれらの所見を確知しておきたい。

先づその一は政策の担い手たる主体の問題でありその二は政策目的の設定に就いてでありその三は政策手段の性格である。経済政策の主体について国家以外の人間集団に拡張解釈する方針があるが、ゾーデンにとってはそれは社会でなく国家である。その論証の手法は暗示的・間接的であつた。当時社会⁶⁰⁾の発見がかれと前後したリールやローレンツ・フォン・シュタインによつて行はれたが、その国家状況に於て市民階級の政治的発言は弱くプロシヤの国家体制とその伝統とは僅かに観念的に自由主義的政治思想が論議せられたといわれている。かかる事態の反映でもあろうか。ゾーデンにおける国家は市民の普遍性^{ユニヴェルザリテート}に由来するとあるが、国家の最高権力は市民社会の特定の目的を踏越え一般福祉の増進と完成をもつて国家の目的となす。かかる、その一般的完成は（市民社会のそれに非ずより広汎の⁶¹⁾）国家経済の正しき原則でありその完成の手段は国家経済政策の対象だとみるのである。ゾーデンのカント哲学的なるに対し、他の二人は遙かに経済理論的考察に終始した。この問題については国家の主体性たるを認めてい、とくにラウは財の配慮に関する政府の任務は国民の経済目的の推進であり、市民の創意と行動の実際に対して政府は何らの力も義務もない、これに反し国民経済全般について国家の権力面の活動が注意せられ、個人の努力で満足なる結果をもたらさざるところではその障碍を除き万人の経済的福祉⁶²⁾について国家これを指導しその目的に合致せしめなければならぬとさえ論じている。

ところが、モールはかれらと説を異にし問題の究明は直裁的であり、ポリツァイはあらゆる事情の下では中央の国家意思の発生であろうとその下級団体たる自治体や国家機関となる領主団体が政策機関としての権力と命令を有するや否やを問う必要はない。要は下級機関の活動に於て国家のポリツァイ的意思が容易に実現出来れば可なりとの態度をみせているのである。

更に、経済政策の目標を奈辺に措定すべきかについて、ゾーデンは既述の如く国民経済の対象は社会的団体に干係しまた干係せざるとを問わず各個人の福祉の促進にあり、経済政策は社会の全財産を国内の幸福とその増大と確保に利用すべきであると述べている。この種の国民福祉説はラウに継受され更にワイスの指摘した生存保証説⁶³⁾に発展せしめられた点は記憶せらねばならない。ラウはいう。「国家がいかなる目的一般を追求しそのためいかなる点まで活動し何を個人に委ねべきかということは歴史的方法にまつよりもむしろ哲学的考察によつてのみ認識せられる。ひとは人類ならびに国家の理性の決定に立ち帰りそこから国家目的の体系を引き出さねばならぬ。かような方法によつて、国家は内外の妨害に対し全体や個人の保証(保護)を維持し全般の文化をおしすすめ財の供給に努むべきことが明かとなる。」と。この文脈のなかにも、人間文化の発達には生存の保証を前提とすべしとするゾーデン流の思想を認めざるを得ないし、最近ピュッツやセラフィムが経済政策の目的を生存保証に求めているが、その淵奥は遠く

ラウやゾーデンまで遡り得るのではないかと考える。

最後は国家が経済政策目的を推進するうえにおいて採用すべき手段である。ここではそれを広く国家の政策活動の実施につき個人経済をして協力せしめる方法と理解しておこう。その際個人の経済活動の拘束が伴うかが問題となるが、ゾーデンはこの種の手段を強制的手段と奨励的・報償的手段とにわかれ、前者の事例として各種の禁止的措置を後者に補助金制度をあげている。そこで注目されるは禁止的方法の採用を必要とする理由であろう。かれは国民にその社会的団体によつてその成員を保助する義務があるといひ、この原則によつていかなる程度まで財産権の自由が国民的（国家市民的）負担によつて制限せられるかが重要であるとし、他面生産力に報償手段が許容されるは国家が国民経済的法則に準拠する義務を負うからだとも説いているのである。ところで、経済の基調はあくまで「生産力の自由な活動・収益の自由なる享受・法による財産の自由なる利用こそ社会（団体）の目的であり、⁶⁷⁾ 僅かにこの目的の範囲に於て国民経済は運行する」わけであるから、国家干渉たる拘束的・統制的行動を全面的に承認しているわけではない。この点かれがカント国家論の忠実なる使徒たるとともにスミス批判に徹し得なかつた理由とみられよう。

ラウもまたかかる国家の統制活動を認めたことはすでに述べた。かかる干渉につき支配者の専断が排斥されすべて法規に基き慎重に進められることが要望されていたことは改めて繰返す必要もあるまい。その反面かれは各種の保護奨励政策を推賞しこれを保全的保護と促進的保護に分観し、前者に「財の所有を保護し財の損傷や他人による奪掠を阻止する警察的行動」の如きものを当て、後者を各種の補助や刺戟を与え生産の増大を期するが如きものと註しているのである。かかる奨励的・報償的手段が採られるは国家に「法の施設」たるのみでなく「教育の施設」たる面が具つているからだともみるに他ならぬ。ラウの政策理論は恐らく「個人の自由にして独立なる活動なくして国家の繁栄も清新さも考えられない。従つて上からの指導は個人が何もなし⁶⁸⁾ 遂げ得ず、余事を妨げ阻むところに於てのみ行わるべきであり、また行われてよい」と論ぜられたところにみいだし得よう。

国家干渉に対するモールの構想は始め公私利益が互に抵触するとき個人意思を公共利益に一致せしめんとする整序的・調節的機能の程度に止まつていたのであつたが、独逸資本主義の発展に伴う労使干係の複雑化・階級懸隔の増大に刺激され社会政策的領域への積極的関心を昂めることとなつた事態はヘルマンに於ても等しい。かれが個人活動のほかに強制力を、公共的経済政策の必要を力調するに至つたのはそのためであつた。国家が国民の経済活動に対し規制・援助・促進的手段をとる許りでなく強権の裏付けをも必要とするに至ると説かざるを得ないこととなつた。かく歴史の推移は十九世紀初頭の独逸経済学者に叙上の如き理論の修正を求むるに至つた。それと同時に国家理論の重心はカント流の法治国家論から有機体的国家論に移行し、やがてヘーゲルの1821年の「法哲学綱要」を迎える用意を整えるに至つたとみることができよう。

経済政策をもつて国家の経済領域への干渉であり、干渉が国家の整序的・指導的・保全的ないし強制的形態とする立場はラウ、⁶⁹⁾ とくにヘルマンに於て確立されたということ

ができる。干渉の対象たる経済領域は自由競争を基礎とする市場経済体制たることはいうまでもない。而して、この種の規定は以来独逸経済学の支配的見解となり、今世紀に入りこの国で最も普及した教科書であるコンラード、クラウインウエヒター、グルンツェルやフィリップヴィッチのその如きその例外をなすものではなかつた。自由主義者ルドルフ・ミーゼスもその「干渉主義の批評」⁴⁰⁾において経済政策のかかる干渉規定そのものを拒むところとなつていないし、近くは伊太利のプレシアニ・ツローニの政策理論がこの立場に於て国家干渉の政策効果を追求している。またアメリカでは控目ながらスタイナアの如きこの方針に従うものの如くである。(1957・9・30)

- 48 W, Eucken, Grundsätze der Volkswirtschaftspolitik, Tübingen, 1952
W. Röpke, Civitas Humana, Erlangen=Zürich, 1949.
- 49 H. J. Seraphim, Theoretische Allgemeine Volkswirtschaftspolitik. Göttingen, 1955, S. 149
- 50 W. H. Riehl, Die bürgerliche Gesellschaft, Stuttgart, 1866
Lorenz von Stein, Geschichte der Sozialen Bewegung. Bd I. München, 1921
- 51 Soden, Ebenda, Bd. I. S. 6
- 52 Rau, Ebenda, Bd I, S. 15
- 53 Mohl, Ebenda. S. 14f
- 54 F. J. Weiss, Grundlagen der Volkswirtschaftspolitik, Wien, 1929, S. 8
- 55 Rau, Ebenda, Bd I, S. 19
- 56 Putz, Theorie der Allgemeinen Wirtschaftspolitik und Wirtschaftslenkung, Wien, 1948, S. 81
Seraphim. Ebenda, S. 339
- 57 Soden, Ebenda, Bd IV, S. 178. S. 194
- 58 Grünfeld, Ebenda, S. 93
- 59 Rau, Ebenda, S. 9
- 60 Ludwig Mises, Kritik des Interventionismus, Jena, 1929
- 61 Bresciani-Turroni, Einf. in die Wirtschaftspolitik, Bern, 1948
Steiner, Government Role in Economic Life. N. Y. 1953

Summary

The Idea of Economic Policy

Toyojiro AKABANÉ

The German theories of economic policy in the earlier part of the 19th century were established by a group of scholars including Graf Soden, Rau, von Hermann and von Mohl under the influence of Adam Smith's economic liberalism and Kant's idea of the "Legalstate".

They generally understood the idea of "economic policy" by the term of "state intervention on the economic life", and at first but a very narrow field was allowed by them to such intervention of the state. This shows how they, as economic liberalists, were particular in defending the economic liberty of the citizens. But to cope with various problems in social economy arising along with the growth of capitalism, especially that of the improvement of the social condition of wage-earners, a positive intervention on the side of the state became necessary. Mohl and Hermann did not overlook this.

This change in the German economists' attitude taken toward the idea of "economic policy" suggests three precious conclusions, which are shown itematically in the following.

- 1) The ultimate responsibility for "economic policy" is to be held by the State.
- 2) The principal purpose of "economic policy" consists in the enlargement of the material welfare of the citizens offering them a sure ground of existence.
- 3) The means to be taken for the fulfilment of this purpose may sometimes take a form of authoritative state control, though in ordinary cases the state will behave as a benevolent encourager to every enterprise raised within its territory.